令和　　年　　月　　日

船橋市外への

申請用

管外保育所等利用申出書

児童名：

　　　　　　　　　　　　　 　　　生年月日：平・令　　　年　　月　　日

◇利用希望先市区町村名

|  |
| --- |
| 都・道・府・県　　　　　　　　　　　　　　市・区・町・村  （ 区） |

◇第一希望保育施設等名

|  |
| --- |
|  |

◇希望理由（該当するものに○）

1 ．勤務先が近いため　　2 ．通勤経路内にあるため　　3 ．自宅から近いため

4 ．里帰り出産をするため（里帰り先住所：　　　　　　　）

5 ．船橋市に転入後も、在園中の保育施設を継続して利用するため

6 ．その他【具体的に記入】（　　 　　　　）

※船橋市からの転出を伴う申込みは、**原則、船橋市を通さず転出先の市区町村に直接お申込みいただく**

**取扱い**に変更しました。申請方法等を利用希望先市区町村にご確認のうえ、直接お申し込みください。

【注意事項】以下をよくお読みいただき、裏面の署名欄に署名してください。

◇全世帯共通

□市外保育施設への利用申込みは今年度内のみ有効となります。

来年度も継続して利用を希望する方は、改めて利用手続きが必要です。

□船橋市の保育施設に利用申込みを希望する場合は、別途利用申込書が必要です。

利用調整は自治体ごとに行います。一方の自治体の保育施設に利用内定した際は、

もう一方の自治体の利用申込みを継続するかどうかの意思確認をいたします。

□マイナンバーについては、本市から申請先の自治体に提供できません。

申請先の自治体からマイナンバーの提供を求められた場合は、保護者様より直接

申請先の自治体へご提出ください。

◇希望理由が１～４に該当する方へ

裏面あり

□利用希望先市区町村の申し込み締め切り日を確認のうえ記載してください。

　　⇒　（締め切り日：　　年　　月　　日　必着）

※直前のご提出ですと、利用希望先市区町村への郵送が間に合わないことがあります。

締め切り日のおおむね10日前までには船橋市にご提出ください。

□申し込みに必要な書類が揃っているか、利用希望先市区町村に確認しましたか？

　※必要な書類が不足していると、書類不備で利用調整を行ってもらえないことや、

利用調整で不利になることがあります。

□希望園の名称は、省略せずに正式名称を記入しましたか？

また、利用希望先市区町村の指定する希望可能な園数に収まっていますか？

□ほとんどの市区町村において、市民が優先的に利用できる制度を設けています。

申込みに制限がかかる場合や、希望保育施設に空きがあっても市外在住者は利用できない

可能性があります。

◇希望理由が４に該当する方へ

□幼稚園に在園しており、「在園している幼稚園に籍を置いたまま里帰り先の保育所等の

利用を希望する」場合、幼稚園の補助金に影響する可能性があるため、学務課に情報

提供を行います。　　　　　　　　【幼稚園名：　 　】

◇希望理由が５に該当する方へ

□転入日（住民票異動日）を記載してください。⇒　（転入日：　年　月　日）

　※転入日の属する月の翌月（1日に転入した場合は当月）より、船橋市民としての

利用に切り替わります。

□継続在園の可否を最終的に決定するのは、利用先自治体となります。

結果によっては継続在園ができない場合がありますのでご注意ください。

□船橋市の保育施設に転園を希望し決定した場合には、市外保育施設は退園となります。

上記の【注意事項】について確認しました。

　　　　　　　　　　　　　　保護者署名：